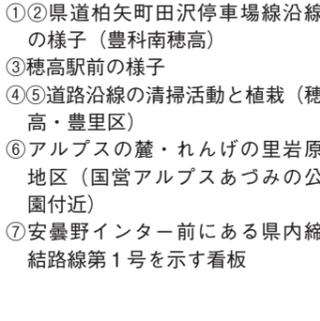
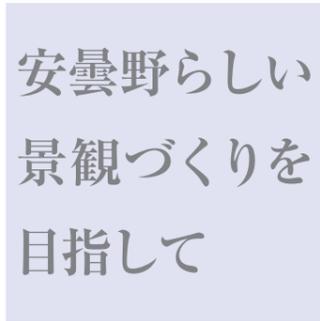


安曇野の景観を守る 景観づくり住民協定

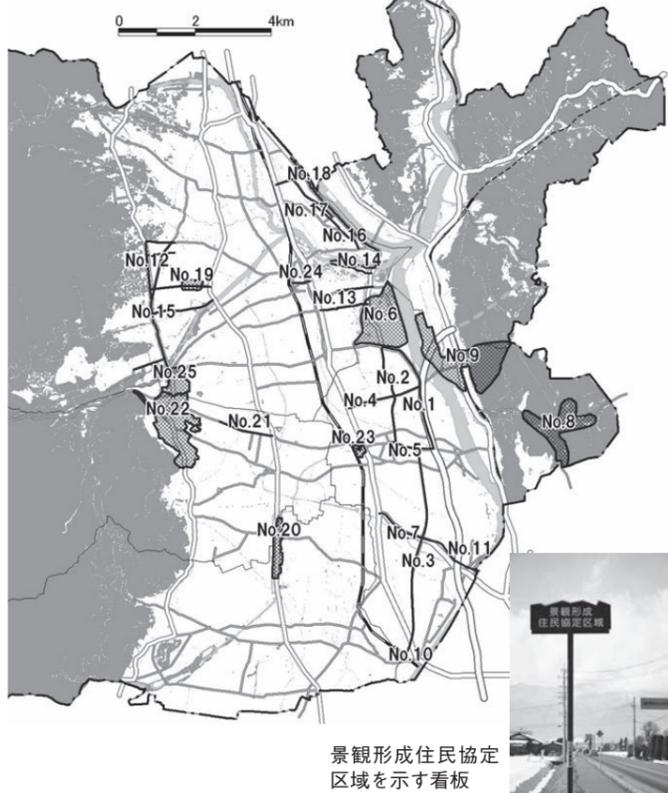


安曇野らしい
景観づくりを
目指して

- ① 県道柏矢町田沢停車場線沿線の様子（豊科南穂高）
- ② 穂高駅前の様子
- ③ 穂高沿線の清掃活動と植栽（穂高・豊里区）
- ④ アルプスの麓・れんげの里岩原地区（国営アルプスあづみの公園付近）
- ⑤ 安曇野インター前にある県内締結路線第1号を示す看板



表中と地図上の番号は各協定の締結場所を表しています



景観形成住民協定区域を示す看板

安曇野市景観づくり住民協定地区一覧

地域	協定の名称
豊科	県道柏矢町田沢停車場線 (No. 1)
	市道豊科1級23号線 (No. 2)
	県道梓橋田沢停車場線 (No. 3)
	県道豊科大天井岳線 (No. 4)
	県道安曇野インター堀金線 (No. 5)
	安曇野の里重柳地区 (No. 6)
	豊科駅前通り (No. 23)
	安曇野さわやかロード R147 (No. 7)
	安曇野の森大口沢地区 (No. 8)
	アルプス眺望の里光地区 (No. 9)
	安曇野真々部・小倉梓橋停車場線 (No. 10)
未来へつなぐ R147 たぎべ地区 (No. 11)	
穂高	豊里地区 (No. 12)
	穂高駅通り地区 (No. 24)
	白金地区 (No. 13)
	等々力地区 (No. 14)
	牧地区 (No. 15)
	狐島地区 (No. 16)
	望岳の里青木花見地区 (No. 17)
	島新田地区 (No. 18)
富田南部地区 (No. 19)	
塚原地区 (No. 25)	
三郷	広域農道温北部地区 (No. 20)
堀金	展望の里常念岳線 (No. 21)
	アルプスの麓・れんげの里岩原地区 (No. 22)

良好な景観づくりへ 景観づくり住民協定と 2つの条例

景観づくり住民協定と合わせて、市では、市内全域が対象となる景観条例（平成23年）と屋外広告物条例（平成24年）を施行し、市民の皆さんと共に安曇野らしい住み良い景観づくりの実現に取り組んでいます。必要な手続きなど詳細は、建築住宅課に問い合わせください。

●景観条例

自宅の新築・増改築、屋根や外壁の塗り替えなど、建築物や工作物の建設などで一定の規模や面積を超える場合は手続きが必要になります。

●屋外広告物条例

市内を3つの規制地域に区分し、種類・表示面積・高さ・照明・色彩など屋外広告物の設置に関する許可基準や、禁止物件・禁止広告物などが決められています。新たに設置、既存のものを改修する場合は手続きが必要になります。

個性と魅力あふれる地域の景観づくり

認定区域の皆さんは、地域の魅力を生かし、安曇野の景観である北アルプスの眺望や田園の風景が阻害されないよう、継続的に活動しています。

安曇野らしい景観は、そこに暮らす人や働く人だけでなく、訪れる人の心も豊かにします。市民の皆さんが景観は「共有の財産」と考え、協力して景観を創り、育て、守ることで、安曇野の魅力をさらに高めることにつながっていきます。「景観づくり住民協定」の活動に取り組んでみませんか。

ご相談ください

地域での景観づくり 景観づくり住民協定締結のお手伝いをします

お住まいの地域や、区などで新たに協定を締結する場合、締結に向けて事前準備・内容・手順などを説明します。また、活動に必要な助成制度もあります。詳細は、建築住宅課（2階15番窓口）に問い合わせください。

☎ 建築住宅課 (TEL 71・2242 FAX 72・3569)

安曇野市は 景観形成先進地

今から23年前の平成5年5月12日、県内で初めて、豊科地域の「県道柏矢町田沢停車場線」「市道豊科1級23号線」「県道梓橋田沢停車場線」「県道豊科大天井岳線」の4つの沿線地権者の皆さんが、県景観条例に基づく「景観育成住民協定」として認定されました。

その後、道路沿線の地権者や区の皆さんにより住民協定が締結され、現在、景観形成住民協定の認定件数は、県内44市町村（18市・15町・11村）で168件認定されています。このうち、安曇野市は県内最多の25件と住民協定の先進地となっています。

平成23年に市が景観条例施行後は、「景観づくり住民協定」として市が制度を継承しています。

市民による景観形成 景観づくり住民協定

「景観づくり住民協定」は、地域の住民の皆さんが景観づくりのために、一定の区域の建築物の形態、デザイン、緑化、屋外広告物などについて自主的なルールを定め、景観を守り育てるための協定です。

第1号を掲載したとよしな



- 1 建築物
建築物の色や高さ、建ぺい率などの基準を設け、区域内の建物の調和を図る。
- 2 屋外広告物などの設置
屋外広告物（張り紙、野立て看板など）、自動販売機の設置禁止や自己用看板の大きさなどに基準を設ける。
- 3 緑化などの取り組み
沿道への植栽、推奨花木を定め、宅地や、農地、河川などの美化促進を図る。